

静岡県立農林環境専門職大学等の学校医の公務災害補償に関する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第28号

静岡県立農林環境専門職大学等の学校医の公務災害補償に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和63年静岡県条例第29号）第5条の規定により、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部（以下これらを「専門職大学」という。）の学校医の公務災害補償の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(公務災害補償の実施)

第2条 専門職大学の学校医に係る公務災害の報告、認定及び通知、公務災害補償の請求及び支給その他公務災害補償に関する事項については、教育委員会が実施する学校医の公務災害補償の例による。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、専門職大学の学校医に係る公務災害補償の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。